江戸時代の聖霊会における御幸・大行道・還御
－移動を伴う法儀についての考察－

南　谷　美　保

要旨

江戸時代の四天王寺においては、旧暦 2 月 15 日の涅槃会（常楽会とされる場合もあった）、同 22 日の聖霊会、9 月 15 日の念仏会の三大会をはじめ、舞楽を伴う法要が年間 13 回も執り行われていた。これらの舞楽法要のうち、四天王寺で現在でも執り行われているのは、聖霊会と経供養のみである。このうち聖霊会については、今までにも多くの研究が行われており、現行の聖霊会および江戸時代の聖霊会の次第についても多くの考察がなされている。江戸期の四天王寺の聖霊会に関する史料についても翻刻等が行われており[1]、これらを参考にすることにより、江戸時代の四天王寺における聖霊会の実態についても解明されつつある。

本稿では、江戸時代の聖霊会の次第のうちの移動を伴う法儀に注目し、その次第とその動きについて明らかにしようと試みるものであり、江戸時代の聖霊会が、いわば「入れ子構造」になっていること、さらには、今まで考察されることのほとんどなかった大行道の次第とそのルートについて論じることも行った。さらに、涅槃会の小行道の経路との違いも明らかにした。

キーワード：江戸時代、聖霊会、御幸、大行道、還御

1　江戸時代の聖霊会と現行の聖霊会の次第の比較

現在、毎年4月22日に執り行われている四天王寺の聖霊会は、明治３年までは、旧暦の2月22日に実施されていたことはよく知られている。そして、その所要時間については、かつては、貞享2年（1685）に開板された『四天王寺年中法事記』に、「いにしへは未明より法事初りし」とあることなどから、未明に始まり夜間に至るまでの終日をかけて行なわれる大法要であったとし、それが、現在ではかなり短縮された形で行なわれているとして紹介されることが多い。たしかに、現行の聖霊会も、明治3年[2]まで執り行われていたかつての聖霊会に同じく、四天王

[1] 棚橋利光編『四天王寺史料』【清文堂史料叢書】（清文堂、1993 年）、南谷美保編『四天王寺舞楽之記（上・下）』【清文堂史料叢書】（清文堂、1993 年）『天王寺楽所史料』【清文堂史料叢書】（清文堂、1995 年）など。

[2] 四天王寺の聖霊会をはじめとする法会における雅楽や舞楽の演奏は、天王寺楽所の楽人がこれを担当していたが、彼らは同時に三方楽所の一方を担う地下官人として宮中行事にも出仕し、江戸幕府から楽所領の知行配当を受ける身分でもあった。三方楽所楽人の多くが、維新期の明治 3(1870)年までに、現在の宮内庁楽部のもととなる組織での勤務を命ぜられ東京へと異動したために、明治 4 年以降の四天王寺における舞楽法要は一時断絶し、その後再興されたが、江戸時代の規模が保持されていたわけではない。したがって、本稿では、この明治 3 年までの聖霊会の実態をもって江戸時代の聖霊会とする。

寺衆徒をはじめ、楽人・舞人、長者をはじめとする諸役[3]などこれに関わる法要出仕者の規模にもさほどの変化はなく、その結果として、法要のあり方にも大きな変化はなかったかのような印象がある。

しかしながら、実際には、現在の聖霊会と、明治３年まで執り行われていた江戸時代の聖霊会とでは、その法要のあり方に大きな違いがあり、簡単に、その所要時間についての比較を行うことは出来ないために、まずは、現在の聖霊会と江戸時代の聖霊会について、その流れを整理し比較することで、同じ四天王寺で執行されている聖霊会であっても、両者には、法要としてのあり方に大きな違いがあることを示したい。

【表－1】は、『四天王寺年中法事記』・『四天王寺法事記』・『摂州四天王寺年中行事』・『四天王寺三大会手文』[4]を参考に、江戸時代の聖霊会の次第をまとめ、これを現在の聖霊会の次第と比較したものである。なお、後述の六時堂および石舞台周辺において行なわれる法要部分の比較などを明確にするため、これに大きく影響する要素である舞楽演奏に関わる楽所の動きについては、別枠としてこれを示した。

---

[3] 注 2 でも触れたように、四天王寺には、明治３年に至るまで天王寺楽所と称された雅楽演奏団体が存在しており、ここに所属する楽人たちは、同時に、安土桃山期に形成された三方楽所と称された地下官人としての雅楽演奏組織にも所属した。そのため、天王寺楽所の楽人たちは、江戸時代には、天王寺在住の楽人（在天楽人）と京都在住の楽人（在京楽人）に分かれ、それぞれの地で演奏活動を行っていたが、四天王寺の聖霊会には、京都からも多くの天王寺楽人が下坂してこれに参加した。長者、掃部をはじめとする諸役は、公人と称された寺役人を兼務する寺領百姓 32 名の中に含まれる。四天王寺が存在した天王寺村は、幕府領と四天王寺領が混在しており、聖霊会への出仕者の中には、後述のように、寺領百姓以外に、獅子・菩薩を勤める者として幕府領居住者も含まれていた。現在でも、雅楽及び舞楽の演奏は、天王寺楽所の伝統を引き継ぐ民間の雅楽演奏団体である雅亮会によってなされており、また、長者役、掃部役は、四天王寺近隣地域の決まった家から出仕されている。

[4] これらの史料は、いずれも注１前掲書の棚橋利光編『四天王寺史料』【清文堂史料叢書】（清文堂、1993 年）に翻刻が所収されており、本稿では同書を参照しつつ、必要に応じて原本・写真などを確認した。『四天王寺年中法事記』は貞享 2(1685)年 2 月，大坂天満紙屋勘兵衛より開版されたもので寂門著とされる。『四天王寺法事記』は、棚橋利光氏によれば、秋野坊もしくは衆徒の手によるもので、享保元(1716)年 4 月 30 日以降の吉宗時代の完成とされている。『摂州四天王寺年中行事』は、天王寺楽所楽人岡昌名の撰した『楽道類聚第二十八　祭要楽録第二』にあたり、享保 12(1727)年に完成した。『楽道類聚』のうちこの『摂州四天王寺年中行事』は、京都大学図書館が所蔵する『四天王寺楽人林家楽書類』にもその写本が含まれており、『四天王寺史料』では、この京都大学本を元に翻刻が行なわれている。『四天王寺三大会手文』は、四天王寺の三大会、すなわち涅槃会（旧暦の 2 月 15 日、以下同じ）、聖霊会（2 月 22 日）、念仏会（9 月 15 日）を中心に、経供養(3 月 2 日)などの行事についてその次第を記したもの。校訂者の棚橋氏は、岡昌名の『摂州四天王寺年中行事』を参考した部分が多いと指摘しているが、同じ事項について記された内容でも相違する記述もある。明和５(1768)年に成立した後にも、複数の異筆による注記加えられていることや、文化 14(1816)年までの追記事項があるなどから、江戸時代の四天王寺において大会を執り行う際の基本資料として衆徒に用いられた手文であることがわかるために、本稿では、法要の次第を確認する史料としては、『三大会手文』の記述を重視したい。

【表－１】現在と江戸時代の聖霊会の次第の比較

区分および江戸時代の聖霊会の次第のうち、□で囲った法儀や舞楽が現在は省略されている。楽所が演奏する曲目のうち、＜　＞で囲った曲目は舞楽、囲みのないものは楽の演奏であることを示す。丸付き数字・☆などは、後述の内容に関係するもの。「入調」とは、法要の終了後、本尊への奉納と参詣者の娯楽をかねて演奏される舞楽のことで、江戸時代の聖霊会では目録上は18曲の舞楽が記載されるが、この18曲のうち、2曲ないし4曲はその年毎に入れ替わる舞楽であり、実際にはこれらの曲は日没などを理由に省略されることも多かった。法要の進行上の責任は、入調までは四天王寺側にあり、入調以後は楽所側にあったが、最後の還御については再び法儀となるため四天王寺側が進行責任者となるため、その準備をするために入調の途中で、四天王寺側は楽所に、入調舞楽の終了予定時刻を確認し、場合によっては、楽曲の省略を求めるなどの時間調整を行なった。

区分	**現在の聖霊会　(曲目は平成 23 年の例*1)**		**江戸時代の聖霊会**	
	法要の次第	楽所が演奏する雅楽・舞楽	法要の次第	楽所が演奏する雅楽・舞楽
太子堂法要			唄・散華 対揚 講問	
導入部	本坊から六時堂への道行	道楽 ↓	金堂と太子堂から六時堂へ御幸　☆1	安城楽 ↓
	舞台前庭儀	↓	舞台前庭儀	↓
	惣礼伽陀	附物	惣礼伽陀	附物
		＜振鉾＞		＜振鉾＞
	①御上帳・御手水	＜蘇利古＞		＜蘇利古＞
			①御上帳・御手水	河水楽
供養法要部	②登高座	廻盃楽	②登高座	廻杯楽
		舞楽：＜北庭楽＞		
	③伝供	十天楽	③伝供	十天楽
		＜菩薩＞＜獅子＞		【菩薩】【獅子】　*2
		＜迦陵頻＞＜胡蝶＞	祭文	出楽：承和楽 退出楽：北庭楽
	祭文	出楽：承和楽		＜迦陵頻＞ ＜胡蝶＞
四箇	唄・散華	出楽：賀王恩	唄	出楽：賀王恩 退出楽：なし

法要部			散華	出楽：天人楽 退出楽：なし
			大行道　☆2	鳥向楽 ＜一曲＞
		舞楽：＜白濱＞		＜万歳楽＞
			讃	出楽：白柱
				＜延喜楽＞
	梵音・錫杖	出楽：延喜楽	梵音	出楽：延喜楽
				＜桃李花＞
			錫杖	
				＜登天楽＞
	④下高座	長慶子	④下高座	長慶子
供養舞	＜太平楽＞の途中で出堂して退出	⑤＜太平楽＞　*3		
入調舞楽		⑥舞楽：＜蘭陵王＞ 1 曲のみの演奏で、曲目は毎年変わる。舞楽の終了後、解散		全 18 曲の舞楽　⑥⑤＜太平楽＞を含む。日没を基準に、2 曲ないし 4 曲を省略することが多い。
還御			六時堂より金堂と太子堂へ、それぞれに還御する☆3	還城楽
太子堂法要			金堂へ還御の人々も太子堂へ移動	老君子
			梵音	
				陪臚
			錫杖	
			仏名	
				甘州
			回向	
				鶏徳　*4

*1現在の聖霊会では、固定された曲目と毎年変わる曲目があり、この表では、毎年変わる曲目に波線を付した。

*2『四天王寺三大会手文』には、【獅子】・【菩薩】の担当者として「林之者」とする記述があり、『摂州四天王寺年中行事』では、これを「神子ノ夫也」としており、天王寺村幕府領の林町

に住む巫女の夫が担当したものと思われる。『摂州四天王寺年中行事』には、聖霊会の行道の際の荷太鼓鉦鼓なども「林町神子夫支配」とあり、「麻上下を着用してこれを持つ」と記載されている。さらに、『摂州四天王寺年中行事』には、楽舎前の台太鼓について聖霊会前日にこれを設置するのは、「寺領西丸百姓等役、下行物有」と記しており、聖霊会を始めとする四天王寺の大会に、周辺地域の住民が四天王寺領・幕府領に関わらず、さまざまな役割をもって関わっていた様子の一端がうかがわれる。

*3〈太平楽〉の舞は、古くは「供養舞」の一つとして、〈甘州・林歌〉、〈太平楽・狛桙〉の４曲が両導師の下高座の後に舞われた。この「供養舞」の終了をもって、「法事式の舞」が終わったとされていた。江戸時代、遅くとも貞享年間以降の聖霊会では、「供養舞」は行なわれなくなり、これらの曲目は、入調舞楽の中に取り込まれた。しかし、「供養舞」の終了が法事式の終了となるという意識は引き継がれ、入調舞の〈太平楽〉の途中で、「揚枝御影」の前の御簾が下され、御影前に供えられた宝物が蔵に戻されることになっていた。現行の聖霊会では、入調の前に〈太平楽〉が舞われ、この途中で「揚枝御影」が還御される。現在、聖霊会において「供養舞」とする名称は、四箇法要中の舞楽について用いられている例もあるようであるが、このような歴史的経緯から、この〈太平楽〉の舞だけが、かつての「供養舞」に相当する舞と理解されるので、正しくはこの〈太平楽〉の舞のみを「供養舞」とすべきであろう。

*4『摂州四天王寺年中行事』では、この鶏徳の奏楽をもって楽人が退去した後、早懺法が行なわれて衆僧が退去するとあるが、同時代の史料である『四天王寺法事記』ではこの鶏徳の楽を「退出ノ音楽」とし、『四天王寺三御会手文』でも、これを「是退出之楽也」としており、早懺法は行なわれないものとされていたことがわかる。この相違については、本文中において考察する。

このように次第を整理すると、江戸時代の聖霊会とは、六時堂を中心として行われる法要部分を挟むふたつの太子堂での法要と、その間に挟まれた法要、すなわち、境内の六時堂を中心とする空間で行なわれる舞楽法要とを組み合わせたものであったことがわかる。そして、現在の聖霊会は、このふたつの太子堂の法要の間の六時堂を中心とする空間で執り行われる舞楽法要部分のみを執り行うものとなっていることも分かる。つまり、現在の聖霊会は、江戸時代の聖霊会とは、法要のあり方そのものが相違するために、単純に所要時間を比較することが出来ないことがわかるであろう。

２　太子堂での法要をめぐって

次に、この現在の聖霊会では行なわれなくなっている太子堂での法要は、どのようなものであったのかについて、江戸時代の史料に基づき整理してみる。江戸時代の四天王寺においては、2月に限らず、毎月22日の聖徳太子の御命日には、「午ノ上刻」より聖霊院において「皇太子法楽」が執り行われていた。『四天王寺法事記』によると、この「聖霊院皇太子法楽」とは、衆徒、堂司、楽人、沙汰人、催仕が出仕するもので、その次第は、「五段之式、伽陀、回向、式師登下

高座音楽、式ノ段切音楽、式三段目ノ伽陀ヨリ回向マテ附楽、下高座ノ後退出ノ音楽」[5]とされ、出仕者の衣体ならびに装束は、「衆徒衣体重装束五條袈裟桧扇子、堂司同断、楽人狩衣」とされていた。この記事に続き、同書では「古格法要ハ、毎月前段ノ外、四箇法要并回向ノ後、楽人退去畢テ、法華礼拝懺法之ヲ勤ム」とあることから、かつては、四箇法要に続き、五段之式、伽陀、回向と法華懺法を行なったものであるらしい。

ところが、さらにこの記事に続いて、「近来調半両月ニ之ヲ分ツ也、但シ懺法ハ之ヲ略ス」と記されることから、『四天王寺法事記』が執筆された享保頃になると、従前の法要の次第を二つに分割し、その分割した次第を、偶数月と奇数月ごとに交互にこれを執り行うという形に改められていたことがわかる。すなわち、『四天王寺法事記』には、「調ノ月法要」として、「登高座（音楽）、唄匿、音楽、散華、対揚、講問、下高座（音楽）、音楽、梵音、音楽、錫杖、音楽、回向（音楽）、退去（音楽）」とあり、「半ノ月法要」として、「登高座（音楽）、伽陀、式、音楽、伽陀、式、音楽、伽陀、式、音楽、伽陀（音楽）、式、音楽、伽陀（音楽）、式、音楽、回向（音楽）、　下高座（音楽）、退去（音楽）」[6]と記載されており、偶数月には四箇法要を行い、奇数月には五段講式を唱えることとしたことがわかる。

先の『四天王寺年中法事記』の「聖霊院皇太子法楽」の記事において、五段講式の次第が記載されているのは、この記事が奇数月の1月の項にあるためであり、同書には、「調ノ月法要」と「半ノ月法要」の記述の後に、「右之次第、例月准知可シ」と記されており、さらに、「但シ二月ハ下高座マテ楽人出席之レ無ク」と記される[7]。したがって、聖霊会が執り行われる２月は、「太子法楽」としては、四箇法要が執行される月であり、【表－１】に示したように、当日は、この四箇法要の前半、すなわち、「登高座・唄匿・散華・対揚・講問・下高座」までを六時堂での法要前に行い[8]、後半の「梵音・錫杖・回向」までを六時堂周辺での舞楽法要終了後に行なった。

---

[5] 以下、史料からの引用は、すべて読み下し文によりこれを行う。

[6] （　）内は、『四天王寺法事記』では分かち書きになっており、附楽として演奏された楽を意味する。分かち書きでない「音楽」は、法要中に演奏される楽として独立して演奏された楽を意味する。

[7] しかしながら、享保 12 年に完成したとされている『摂州四天王寺年中行事』においては、この毎月 22 日の「月次講演」について、「毎月廿二日午剋」とあり、その次第についての概略は、同書によれば、「先衆徒出仕、先唄、散華、次に対揚、講問、次楽人着座、双調調子、春庭楽ハ導師登高座ノ後楽ヲ止ム、次ニ惣礼伽陀、次唄、散花、梵音、錫杖、次式、次ニ音楽、次伽陀、次式第二、次楽、次伽陀（此段より附物ヲ吹）、次式第三段、次楽、次伽陀、次式第四段、次楽、次伽陀、次式第五段、次楽、次伽陀、次回向ノ伽陀、次下高座、次楽所退出、次早懺法、次衆僧退出」となっている。ここに記された次第は、『四天王寺法事記』でいうところの「古格」にあたり、天王寺楽所楽人である岡昌名の記した記事には、この『摂州四天王寺年中行事』が『四天王寺法事記』とほぼ同時期の成立であるにも関わらず、当時の実際の法要次第とは異なった古い時期の次第が記されていることがわかる。

[8] ただし、前述のように、２月については、この部分では下高座までは楽人の出仕はなく、この後で見るように御幸より楽人が参加することになる。

つまり、前述のように、明治3年まで四天王寺で執り行われていた聖霊会というのは、太子堂で行なわれる四箇法要の間に、六時堂で執り行われる舞楽を伴う法要を「入れ子構造」であったのであるが、江戸時代の史料においては、聖霊会の開始をこの太子堂での法要開始時刻としているために、この「入れ子構造」の中身だけを行なう形となっている現在の聖霊会との所用時間の比較は困難なものとなっているのである。しかしながら、史料を検討することで、この「入れ子」部分の所要時間の比較が可能となると思われる。そのためには、江戸時代の聖霊会について、六時堂へ移動する前の太子堂での法要の開始時刻と、六時堂から還御した後の太子堂での法要が終了する時刻、さらには、六時堂周辺での舞楽法要部分の終了時刻を、残された記録などから明らかにすることで、この「入れ子構造」の中心部分の法要に要した時間の算出を行ってみる必要がある。

京都大学図書館が所蔵する『四天王寺楽人林家楽書類』に含まれる「四天王寺舞楽之記」[9]には、貞享元(1684)年から安政7（1860)年に至るまでの四天王寺での舞楽法要の記録が残されるが、この中には、聖霊会の開始時刻および終了時刻なども記載する記事が散見される。それらによれば、楽所楽人の出仕時刻は卯刻から辰刻の間、現在の時刻では午前5時頃から8時頃、太子堂での法要終了時刻は戌刻、午後8時頃が標準的なものとなっている。『四天王寺法事記』によれば、聖霊会では、一番鐘が卯の上刻、二番鐘が日の出とあり、かつては、卯の上刻、すなわち午前5時が出仕の時刻であったとされるものの、同書では、「但シ近来二番鐘ニテ出仕之レ在ル」とされていた。天王寺楽所側の史料である「四天王寺舞楽之記」において、聖霊会への出仕時刻が卯刻から辰刻までの幅がある理由も、このように、実際には「日の出」を基準に衆徒が太子堂への出仕を行なったことがその原因であろう。

一方で、六時堂から還御した後の太子堂の法要終了時刻は、概ね戌刻とされている[10]ので、午後8時頃と考えられる。「四天王寺舞楽之記」において、日没を理由に入調舞楽の一部省略を行なうとする記事が散見されることから、日没を基準として六時堂での法要の後に行なわれる入調舞楽の曲数の削減を行なうことで六時堂を中心とした空間での舞楽法要の終了時刻を調整したために、その後の太子堂の法事の終了時刻もある程度定まっていたためと推測できる。

同じく「四天王寺舞楽之記」には、六時堂周辺での舞楽法要の終了時刻を「還御」として記した記事も残されており、これによると、還御の時刻、すなわち、六時堂周辺での舞楽法要の終了時刻は、基本的には、酉上刻から酉下刻の間、つまり、午後5時から午後6時ごろまでとされており、これも、「日没」を理由に入調舞楽を省略したという上記の理由により、ほぼ一定していたと考えられる。この終了時刻は、現行の聖霊会の終了時刻とさほど違いがない[11]。さら

---

[9] 同書全文の翻刻は、注１前掲書の南谷美保『四天王寺舞楽之記（上・下)』【清文堂史料叢書】（清文堂、1993）にある。なお、開始時刻・終了時刻については、この本文末に一覧表を添える。

[10] もっとも、「入れ子構造」の入れ子部分になっている舞楽法要の部分でなんらかのトラブルが発生した場合は、法要全体の進行が遅れ、極端な例では、夜明けまでかかった場合もある。

[11] 『四天王寺年中法事記』には、「辰の刻に金堂の衆会ありて、仏舎利を御輿にうつし奉る、此とき楽人乱声をなす、さて仏舎利ハ金堂より、太子ハ聖霊院より、六時堂へ臨幸あれば、衆僧ハ法服をかさりて列をひき、児童花をかさし、伶人楽を奏し、あまたの役人供奉のよそほひをかきつくろふ、【中略】さて終

に、この記録から、還御から太子堂の法要の終了までに2時間ないし2時間半ほどを要したと計算できるので、このことから、聖霊会のはじめの部分の太子堂法要と六時堂への移動にあたる御幸の過程にも、少なくとも2時間程度あるいはそれ以上の時間が必要だったと推測できる。そうなると、江戸時代の六時堂周辺での舞楽法要の所用時間は、現在の聖霊会に比較すると、最短の場合でも3時間程ほど長くかかったと推測することができよう[12]。

このような所用時間の違いを生み出す原因は、先の【表－１】において、⑥で示した入調舞楽の曲数の違いが大きいが、それ以外にも、☆1から☆3で示した現在では行なわれなくなっている聖霊会中の移動を伴う儀式である「御幸」・「大行道」・「還御」の有無も大きく関わっている。以下では、現行の聖霊会では行なわれなくなっているこれらの移動を伴う法儀について、江戸時代の史料を比較しつつ、それらが、どのように執り行われたのかについて明らかにすることとしたい。

３　御幸について

聖霊会の御幸とは、金堂から仏舎利を玉輿に乗せこれを左方の行列が、太子堂宝殿内の聖徳太子の尊像を鳳輦に移しこれを右方の行列が、それぞれに供奉して六時堂へと移動させる道行のことをいう。四天王寺聖霊会の御幸を始め、大行道、還御などの作法およびそのルートについては、従前も紹介されることはあったが、その詳細に関する考察はいまだ行なわれていないようであるので、以下では、法儀に関する記述がもっとも詳細である『四天王寺三大会手文』（以下、『手文』とする）を中心に、楽所側の史料『摂州四天王寺年中行事』（以下、『年中行事』とする）などとの比較を行いながら、その次第について考察したい。

日、法事ならひに伶人の舞有てのち、酉の刻はかりに還御、又聖霊院にして法事ある也」と記されており、楽人側の記録にある時刻との一致を見る。

[12] 平均的な時刻として日の出の時刻を勘案して午前 6 時開始とすると、六時堂前での法要の開始が午前 7 時 30 分ごろから午前 8 時ごろ、その終了が午後 6 時とみると、その所用時間は現在の聖霊会より 3 時間から 4 時間ほど長くなる。実際には、出仕を日の出とし、入調舞楽の終了は日没を基準として設定すべくその曲数を省略したと考えられるので、旧暦のために、その年により所用時間に多少の差はあったと思われる。なお、本稿の内容に直接は関係しないが、入調舞楽が多くの場合、日没などの理由で予定通りの 18 曲が舞われることなく、実質的には 14 曲ほどしか舞われなかったとしても、現行の入調舞楽が 1 曲のみの状態とは大きく異なり、また法要の間に含まれる舞楽の曲数も現行よりも多かったことを勘案すると、江戸時代の聖霊会では、現行の聖霊会よりも舞楽が 15 曲以上は多く舞われており、それに加えて後述のように行道なども行なわれているにもかかわらず、この程度の所用時間の差しかないとすると、いわゆる明治選定譜の確定以前の江戸時代の雅楽曲の演奏テンポは、現行の演奏テンポよりもかなり速かったとする推測が可能になるのではないだろうか。

さて、聖霊会についての記述は、いずれの史料においても、前日の準備の説明から始まるが[13]、ここでは、当日の次第から見ることとする。『手文』には、「寅ノ一点　楽所次第、試楽ノ如シ也、今、試楽ノ次ニ取越テ之勤ム、甚タ略儀也」とあり、かつては、楽所の出仕が衆徒よりも早い寅の一点、すなわち午前3時ごろから、「試楽」に同様の次第を行ったが、それは、すでに行なわれておらず、前日の「試楽」[14]に引き続き行うという略儀になっているとする。同様の記事が『年中行事』でも確認でき、かつ『四天王寺舞楽之記』でも楽所の出仕時刻は、貞享年間から卯刻となっていることから、この変更は、江戸時代のかなり早い時期においてなされたものであろう。

さらに、『手文』では、「一番鐘　卯ノ上刻、二番鐘　卯ノ中刻」とし、「但シ先年ハ、一番鐘ニテ三臈以下太子堂へ出仕、近代ハ二番鐘ニテ出仕」とあり、三臈以下の太子堂への出仕は、卯ノ中刻となり、これが聖霊会の開始時刻とされている。しかしながら、『四天王寺法事記』には、二番鐘は日の出に撞くとあり、『年中行事』にも「日出　二番鐘撞之」とあり、すでに紹介した楽所側の記録にも出仕時刻の変動があることから、多くは「卯ノ中刻」とさほど時刻に違いがなかったと思われるが、聖霊会の開始は、当日の「日の出」の時点が基準となっていたのではないだろうか。

さて、最初の太子堂での法要に出仕するのは、『手文』の記述によれば、三臈以下の衆徒のみであると理解される。しかし、いずれの史料によっても、ここから御幸の開始に至るまでのそれぞれの儀式進行の時間的関係を読み取ることが難しい。『手文』においては、関係者の参集・出仕のあり方について、

一　太子堂に於いて法事
　　唄　散華　対揚　講問
　　但シ　唄　散華　同時にこれ勤ム
　　一舎利ハ　太子堂へ出仕
　　二舎利ハ　金堂へ出仕
　　三臈以下ハ　左右へ分ル

---

[13] その中に舞台四隅の花についての説明があるので、触れておきたい。『手文』よりも『年中行事』の記述のほうが詳細であるのでこれに従うと、「舞台ノ上、四隅花ヲ建(縵珠沙花曼荼羅花ト号ス)、此花、紅紙ヲ以テ之造、其高凡ソ三丈余、枝凡ソ一丈余、花木苔ヲ附、萼小貝ヲ附（此貝二月十八日、難波ノ浜より拾来之例也、俗ニ須於宇加伊是也)、枝所々燕鳥ヲ釣（件ノ花、堂家、院下等之造、録有、一本米六斗ツヽ合〆二石四斗也、院下ハ院家之下役、十人之有也)、四隅ノ花下草塗ヲ設（衆徒末四人之着)」とある。『手文』では、四隅の花の料物は「米三石」となっており、その下に着座する僧侶も、「四僧」とあるだけで、「末」とする記述はない。

[14] 前日の戌刻に、左方の楽屋において、楽所の末輩が 10 名ほど出席して、陵王・納蘇利と長慶子の曲を演奏するということが行われた。楽所楽人はこれに先立ち、酉刻に、楽人の集会所であった雅楽舘に参集し、翌日の舞楽のリハーサルを行っている。雅楽館は、椎寺の南にあったとされている。また、江戸期の地図で確認すると、勝鬘院の南側から南方へ延びる小路に、「楽人丁」とあることが確認できる。

秋野ハ　太子堂宝殿出仕、但シ宝殿ノ北口ヨリ入リ、御節句ノ座所ニ着ス
一　衆徒三綱以下役人出仕
一　楽所七度半使ノ事、但シ十五日ニ同シ故ニ之ヲ略ス
一　楽所参集ノ所
左方ハ　講堂
右方ハ　三昧堂
一　公人ハ、左右共ニ御供所

とされているが、これでは、二番鐘にて三臈以下が太子堂で行う法要の開始時刻と、一舎利以下の関係者の動きだす時点の時間的関係が不明である。一方で、『四天王寺法事記』には、二番鐘で一舎利以下が出仕すると明記されているので、これにより、二番鐘により三臈以下が太子堂での法要を始めると同時に、関係者が出仕しそれぞれの配置につくと理解できよう。

しかし、『年中行事』では、「寅ノ下刻聖霊院太子堂ニ於テ法事、講師、問者、唄匿、散華、対揚」とされ、続いて、日の出の二番鐘をもって、「諸役人出仕、参集所ハ、三綱、衆徒、左方ハ金堂、右方は太子堂、楽人、左方ハ講堂、右方ハ三昧堂、公人[15]左右共、御供所」とされている。とはいえ、太子堂での法要について記述される内容から判断しても、『年中行事』は、同書が編纂された時代よりも古い時期の法要次第を記載している可能性もあるので、ここでは、二番鐘により、関係者全員が同時に出仕したと考えたい。

さらに、『手文』にある「七度半使」の記事が、この「使い」と直接の接触があった楽所側の記録である『年中行事』の聖霊会の項から抜け落ちていることについても考える必要があろう。「七度半使」というのは、四天王寺からの使いが、楽所の集会所である雅楽館まで数度にわたって楽所の出仕を請う使者として派遣されることになっていたその使者のことをいう。「七度半」とする名称の由来は、8度目の使いが雅楽舘に到着する以前に、楽人は雅楽館を出立したために、8度目の使いは、その使いの途上、椎寺の前の石橋あたりで、楽人が列を成して境内に向かって進んで来るのと出会うことになるために、「七度半使」となるという次第による。『年中行事』の2月15日の涅槃会の項には、この「七度半使」に関する記述があり、引用すれば、「使ヲ検断ト号ス、青襖ヲ着用シ雅楽館ニ来、沙汰人出テ之受也、第七度ノ使来比、沙汰人刻限ヲ触、則、各々雅楽館ニ集会シテ、左右向合テ列座、酒献有三度、其後出行也、半ノ使ハ椎ノ寺ノ前ニ於テ石橋ノ辺ニ之受。其儀、沙汰人石橋ノ上ニ進出、先ツ左、次ニ右方之受、使無言手拱シテ腰折礼ヲ作スのみ、次ニ又進行、則検断先行シテ講堂ノ前ニ至テ退去了。楽人ハ入堂、本尊ヲ拝後東床着ス」とある。

15 『年中行事』では、ここに「供作公」と記されているため、本稿では公人の表記に統一した。

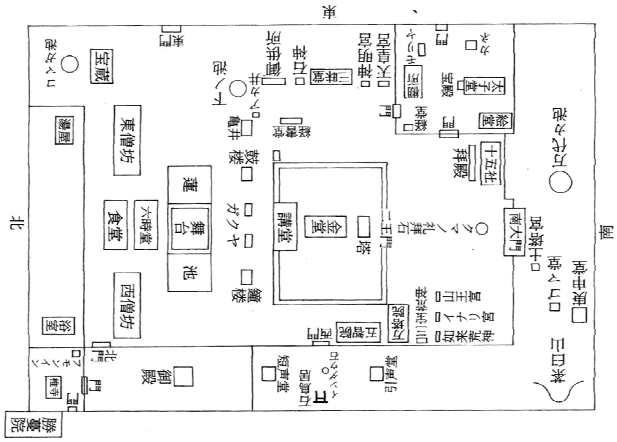

『年中行事』の聖霊会の項にはこの「七度半使」に関する記述がないが、『手文』には「七度半使ノ事」とあり、「十五日ニ同シ」とあるので、『年中行事』の聖霊会の項では「七度半使」に関する記事が省略されたか欠落しているだけで、実際にはこの使いが派遣され、その次第は上に引用した涅槃会の項に記述されるものと同じであったと考えられる。そうなると、聖霊会においても、楽所楽人は、二番鐘が撞かれる前に、先ずは雅楽館に参集し、その後に講堂にまで出仕して待機していたことになるが、「四天王寺舞楽之記」などに記載される出仕時刻とは、二番鐘をもって講堂から右方楽人のみが三昧堂に移動した時点と考えるべきなのであろう[16]。

このように関係者それぞれに多少の時間差があったとしても、二番鐘によって関係者が配置につく間に、太子堂では、三臈以下による法要が同時進行で執り行われていたと考えられる。そして、それが終了した後、もしくは、その途中より同時進行にて、御幸の準備が始まったと思われる。御幸の次第についても、今まで細かく検討されることがなかったようであるので、この部分も細かく見ていきたい。上に「四天王寺年中法事記」より享保頃の四天王寺境内の図を転載したので参考とされたい[17]。

さて、御幸の開始に先立っての儀式の次第であるが、太子堂と金堂でこれが同時に進行するわけではなく、やはり時間差をもって進行したようである。それは、『手文』に、「御供所より、先右方楽所、催促ノ使ヲ受ク」とあることから理解できる[18]ことに加え、太子堂宝殿から聖徳太子尊像を取り出し鳳輦に乗せる儀式終了後に、金堂付きの衆徒が太子堂より金堂に移動する

16 『四天王寺法事記』には、太子堂の法事の「下高座マテ楽人出席之無ク」と記載されるが、それは、楽人の太子堂への出仕がこの太子堂法要の部分の下高座に至って行なわれるという意味であり、実際には、楽所楽人は、二番鐘前にすでに講堂に入り待機していた。となると、『四天王寺舞楽之記』などの楽所関係者によって記される「卯刻」という出仕時刻はどの時点をさすのかということになろうが、おそらくは、ここで述べたように、二番鐘をもって右方が三昧堂に移動した時点のことを意味していたのであろう。

17 注 1、注 4 前掲書『四天王寺史料』p.137 より転載。なお、この図では、中心伽藍の西重門が描かれていないが、還御の際に使用される西重門は、中心伽藍の回廊の西門に向き合う位置に設置されていた。

18 同じ次第につき、『年中行事』では、「先ツ楽所左右共ニ催促ノ使ヲ受ク」とあり、以下の儀式が太子堂と金堂で同時に進行するかのように読み取れるが、以下に述べるように、『手文』により、太子堂での御幸の準備の途中で、太子堂から金堂への衆徒の移動があることが確認されるため、まず、太子堂での次第が始まり、衆徒の移動の後に金堂での次第が開始されたと理解するべきであろう。

と記載されていることによっても確認できる[19]。その次第と御幸のルートを時系列で整理すると以下のようになる。

【表－２】　御幸の次第とルート

<table>
<tr><th>太子堂・右方関係</th><th>太子堂⇒金堂</th><th>金堂・左方関係</th></tr>
<tr><td>御供所⇒右方楽所へ乱声の催促
中門乱声（聖霊院西四足門にて）
　一之乱声
　二之乱声＝尊像を鳳輦に移す
　三之乱声＝衆徒の金堂への移動
⇒</td><td rowspan="2">太子堂より金堂付の衆徒が金堂へ移動する＊
金堂付の長者、掃部、八部など諸役も金堂へ移動
（＊『四天王寺法事記』では二之乱声で移動すると記す）</td><td></td></tr>
<tr><td>三之乱声の間に御供所より右方楽所へ「列地」の使を受け、乱声担当者以外の楽人も御幸の行列の準備へ
乱声担当以外の楽人は、三昧堂より移動して西四足門の外に列立
右方諸役も聖霊院庭上に列立</td><td>御供所⇒左方楽所へ乱声の催促
中門乱声（西重門にて）
　一之乱声＝戸扉を閉ざす
　二之乱声＝御遷座
　三之乱声＝戸扉を開く</td></tr>
<tr><td>宝殿の聖徳太子尊像を乗せた鳳輦の行列出御
楽人は楽を発し、御幸の間も「安城楽」を演奏し続ける。</td><td></td><td>三之乱声が終わると御供所より左方楽所へ「列地」の使を受け、乱声担当者以外の楽人も御幸の行列の準備へ
乱声担当以外の楽人は、講堂を出て金堂の前に列立
左方諸役も金堂周辺の庭上に列立</td></tr>
<tr><td>鳳輦は、仁王門前にて、玉輿が仁王門を出るのを待ち受け、仏舎利に向かって三礼</td><td></td><td>仏舎利を乗せた玉輿出御、楽は左方に同じ。
金堂前より五重塔東側を通り、仁王門より中心伽藍回廊の外へ</td></tr>
</table>

[19] 『手文』には、「四臈、御輿移シ済着座、直ニ聖、金堂附ノ衆徒中へ出仕ヲ乞ウ、則チ上座ヨリ金堂へ渡ル、穴門ヲ通リ金堂北口従リ入ル」とある。

玉輿が通り過ぎた後、仁王門前を西に進み、回廊の西側から鐘楼の西を通り、蓮池南側を東に進み、石舞台南側へ		仁王門前を東に進み、回廊の東側から、鼓楼の東側を経て、蓮池南側を西に進み、石舞台南側へ

以上の次第を経て、石舞台の南側で玉輿と鳳輦が再び出会い、左右の行列は同時に並んで石舞台を渡り、玉輿と鳳輦は、六時堂に入堂することになる。

御幸に供奉する人々の行列次第は、以下の通りである。八部衆については、仁王門前の儀式の際に、その半数の4名が左方から右方に移り、右方の行列に加わる。左方の警護役人には与力・同心が付き、右方に庄屋とあるのは、天王寺村幕府領の庄屋2名である。なお、四天王寺の聖霊会においては、一舎利が右方の鳳輦側に付き、二舎利が左方の玉輿側に付くが、これは、その1週間前の2月15日の涅槃会で、一舎利が左方となる金堂の仏舎利側に付き、二舎利が右方太子堂の鳳輦に付くことを踏まえて、聖霊会では、一舎利と二舎利の左右の担当を交代しているためである[20]。

【表－３】　御幸の行列次第

左方	[前]掃部・獅子菩薩・楽人・衆徒・掃部・長者・八部・三綱・玉輿・二舎利・警護役人
右方	[前]掃部・獅子菩薩・楽人・衆徒・掃部・長者・八部・三綱・鳳輦・一舎利・庄屋

石舞台の南側で、左右の行列が出会ったのち、その先頭の獅子・菩薩が、まず石舞台を渡り、渡り終えた後に六時堂前で引き返し、石舞台横の石橋を渡って石舞台南側に戻る。楽人は舞台を渡り終えた後、左右に分かれ、石舞台の横の石橋の上の東西両側にお互い向き合って立ち、そのまま楽の演奏を続ける。衆徒は石舞台の上に留まり、向かい合って立つ。掃部は石舞台を渡って六時堂前に立つ。三綱[21]は舞台を渡って六時堂内に入る。長者は石舞台の南側で向き合って「祝詞」を唱え、この時、すでに舞台に上っている衆徒は鉦をつく。その後、長者、続いて八部衆も舞台に上り、向き合って立つ。玉輿・鳳輦が舞台に上る際に、長者は、再び「祝詞」をとなえ、衆徒は鉦をつく。この後で、長者と八部衆が舞台を渡り、六時堂前に立つ。続いて玉輿・鳳輦が舞台上を進み、六時堂内に入る。すでに六時堂には、「揚枝御影」が安置され、仏舎利を乗せた玉輿はこの揚枝御影の東側、聖徳太子の尊像はその西側に安置される。

---

[20] 一舎利が、上位とみなされる左方に付くことが一般的であるが、四天王寺では、涅槃会が舞楽法要として行なわれなくなっている現在でも、聖霊会では、この伝統を踏まえ、一舎利は右方に付くことになっている。なお、『年中行事』の記事では、この涅槃会と聖霊会での、一舎利と二舎利の左右の入れ替えについて理解が十分でなかったものか、聖霊会においても一舎利が左方に付くように記載されている。

[21] 現行の聖霊会では、出仕する三綱は１名であるが、江戸時代においては、三綱と権三綱の２名がおかれ、それぞれが左方と右方に分かれて付いた。

こうして、御幸が終了し、六時堂と石舞台を中心とした空間での法要が開始されるが、現行の聖霊会では、この御幸の部分が大幅に省略されており、仏舎利を乗せた玉輿と聖徳太子の尊像を乗せた鳳輦は、「楊枝御影」に同じく、聖霊会開始以前にすでに六時堂内に運び込まれて安置されているため、法要出仕者は、四天王寺本坊から六時堂前までの「道行」を行うのみとなっている。

4　大行道について

江戸時代の聖霊会では、四箇法要部の途中、散華の後で「大行道」がおこなわれた。「大行道」では2回の六時堂周辺をめぐる屋外での行道が行われるが、その際の左方と右方の行列の動きは非対称であり、途中に左右の楽頭による＜一曲＞の舞を挟んだ1巡目と2巡目の行道では、それぞれにルートが異なるなど、これも少々複雑であるが、この「大行道」についても今まで詳細な考察が行われていないようであるので以下に整理し、考察してみたい。

まず、行道の行列に並ぶのは、掃部、獅子・菩薩、八部衆、楽人、衆徒のみであり、御幸の道行とは異なり公人は参列しない。散華が終わると、掃部、獅子・菩薩は左右に分かれて舞台南側に北面して立ち、八部衆も舞台南側の階段の前に左右4名ずつに分かれ向き合って立つ。楽人は、楽屋を出て舞台の前に移動し、左右に分かれて立ち、盤渉調の調子、音取に続き、鳥向楽の演奏を始め、初太鼓が打たれた後、人々は移動をはじめ、行列をなして動き始める。先頭は、掃部、獅子・菩薩、八部衆、これに続いて楽人が舞台南側から舞台を渡り六時堂前へ移動する。散華を終えて舞台北側で左右に分かれて待機していた衆徒も、楽人の後に続く。「大行道」の次第についての『手文』・『年中行事』の記事を整理すると、この後の動きは、左右それぞれに以下のようになる。なお、文末に【図１－1】、【図1－2】としてその経路を示した図を添えておく。

【表－４】　大行道の次第

左方の列	右方の列
六時堂前から六時堂の東側を北向きに進行、六時堂後ろの食堂の前を西に進み、食堂の西側から食堂の後ろを廻り、蓮池の東側を通り池の南側、舞台の南側に戻る。	六時堂の西側から食堂の後ろに進む。ここでしばらく立ち止まり、左方の行列が進んでくるのを待つ。①左方の列が進んだ後、その後ろに続いて進む。左方と同じように、行道梅の下を経て、池の東側を通り池の南側、舞台の南側に戻る。
②〈一曲〉を演奏する。 石舞台南側の石畳の上で、左方の舞人のみが所作。所作を終えて舞人は列に戻る。	
再び、鳥向楽を演奏しながら、左方の列は進	③左方の〈一曲〉の所作のあと、右方の〈一

行して、池の西側から北に進み、六時堂の西側を進み、食堂の後ろで暫く立ち止まり、右方の列を待つ。	曲〉を演奏する。 石舞台南側の石畳の上で、右方の舞人のみが所作。
食堂の後ろで右方が進行するのを待ち、右方が通過下の地、六時堂の東側を経て、④六時堂前から舞台を経て、舞台南側に戻る。衆徒は、舞台南側に降りた後、石舞台両脇の石橋を通って六時堂内に戻る。	〈一曲〉が終わった後、再び鳥向楽を奏しながら進行して、池の西側から北に進み、六時堂の西側を進み、食堂の後から行道梅の下を経て、食堂前から六時堂の西側を経て⑤六時堂前から舞台を経て、舞台南側に戻る。衆徒は、舞台南側に降りた後、石舞台両脇の石橋を通って六時堂内に戻る。
舞台南側で左右同時に〈一曲〉を奏す。舞人は、左右同時に舞台に上り舞う。舞人が退下した後、楽人も左右に分かれて楽屋に戻る。	

上記の表の内容を、史料により確認する。まず、下線部①であるが、この前の部分には、『手文』・『年中行事』ともに、「食堂[22]ノ後辺ニ至リ此ノ所ニ於テ左右二行ニ成ル故ニ此ノ列暫ク立チ留ル」とする記述があり、右方列は、この場で左方列の進行してくるのを待ち、合流して２列になって進行するかのように読めるが、この後に、「左方通テ後、相続テ進行クコト左方ノ如シ」とあることから、いったんは2列になっても、右方列はそのままとどまり、左方列が通り過ぎた後に、その後ろについて進むとなっていることが理解でき、ここからも行列は一列のままで、左方の後ろに右方の行列が続いたと考えられる[23]。

となると、このあとの〈一曲〉の所作についても、左右が同時に行われたわけではないと理解できよう。すなわち下線部②と下線部③であるが、下線部②については『年中行事』に、「舞人、右肩袒キ、左手ニ鼗鼓ヲ持、首ニ鶏婁ヲ懸ケ、右手ニ枹[24]ヲ持テ、舞台左右ノ階間敷石ノ上ニ打乙也。此度ハ打通之一曲也。」とあり、それゆえに、ここでは、楽の演奏に際しては、加拍子をしないとしている。ここでは、先に石舞台南側に到着した左方の楽頭のみにより、石舞台南側の左右ふたつの階の間の石畳上で〈一曲〉の所作が行われ、終了後、左方列は西に移動し、その後の空いた同じ空間で、遅れて到着した右方列の右方の楽頭による〈一曲〉の所作が行われると読み取れる。すなわち下線部③であるが、『年中行事』によれば、「舞人、右肩ヲ袒キ、首ニ一鼓ヲ懸ケ、右手ニ枹之持チ、階間石上ニ進出テ打乙一曲、凡ソ五拍子許、時ニ随テ

22 現在の六時堂の北側に、かつては食堂が存在し、その東側と西側に後述の梅の木、「行道梅」が植えられていた。現在は、「食堂跡」の碑が六時堂の北側に建てられている。行道梅は、史跡として、現在でもその旧跡が保存されている。

23 『四天王寺法事記』においても、左方列と右方列が合流した後については、「是ヨリ左ノ方右ノ方一烈ニ行ク也」とあるので、やはり、左方のあとに右方が付くことで一列になって進行すると理解できる。

24 『年中行事』の涅槃会の項では、鞨鼓の枹としている。

秘曲ヲ盡ス、鴛鴦ノ島巡、鴨ノ胸逝」とある。ここでは、左方の楽頭が「打通」、つまり、普通の〈一曲〉の所作を行うのみであるのに対して、右方の楽頭は、「時に随いて秘曲を盡す」とされ、「鴛鴦の島巡り」や「鴨の胸逝（むなそり）」とされた秘手を演じたようである。この間に、先に所作を済ませた左方の列は、蓮池の西側から六時堂の西を進み、その後ろの食堂の後ろに至って南面して立ち止り、右方の列を待つことになる。遅れてやってきた右方列が自分たちの列の前を通り過ぎた後、左方列はそのまま食堂の後ろ側を東に進むが、1回目のように右方に合流することなく、六時堂の東側から六時堂前に右方列とは別のルートをたどって戻る。

一方の右方列は、食堂の後ろで、先に進行した左方列が待機する前を通過し、『年中行事』によれば、「梅樹[25]ノ下ヲ経、食堂ノ前ヲ過ギ、六時堂ノ西ヨリ、本道ヲ経テ舞台ノ前ニ至リ」とある。この「本道ヲ経テ」の道筋であるが、これは、『年中行事』には記載が省略されている衆徒の動きが『手文』には記載されているので、それによれば、行道では楽人の後に続いて移動していた僧侶の動きは、「南へ舞台ヲ降リ、東西ノ石橋ヲ通リ入堂」とあり、その入堂後に、「左右同時に一曲を奏す」と記されていることから、この「本道を経て」とあるのは、下線部④および⑤で示したように、六時堂の前、石舞台の北側の階から石舞台に登り、石舞台南側の階から石舞台南側に降りるということを意味すると理解できる[26]。

このように、大行道の最後で再び六時堂前で合流した左右の行列が2列になって六時堂前から石舞台を経て石舞台南側に降り、僧侶が六時堂に戻った時点で「元ノ如ク列立シテ左右同時一曲ヲ奏ス」となる。この2回目の〈一曲〉については、左右の舞人が同時に舞台上で演奏するものとなっており、楽曲も「加拍子」で演奏される。〈一曲〉の終了後、楽人は左右の楽屋に戻る[27]。以上が、聖霊会の大行道であり、これを図示したものを文末に添えておくが（【図1－1】は大行道の1巡目の経路、【図１－２】は２巡目の経路を示す）、そこでも明らかなように、１巡目と2巡目それぞれに、右方と左方が非対称の動きをするものの、この二つの行道の動きを合体させると、聖霊会の大行道のルートは、食堂を中心にその後ろ側も含んだ空間および蓮池の周りを一巡りする経路となっていることが分かる[28]。

---

[25] この梅樹は、注 22 でも触れたように「行道梅」と称され、食堂の両脇に植えられていた。現在の四天王寺境内にも史跡として残され、東側が白梅、西側が紅梅であり、現在の梅樹を囲う石組には、「文政元年再建」とある。

[26] 『年中行事』では、「本道ヲ経テ舞台ヲ渡帰、元如列立」とある。

[27] 『手文』では、この楽人が楽屋に戻る時点で、掃部・八部の公人も持ち場に戻ると同時に、「獅子菩薩之人ハ役退去ル」と記されるので、この時点で、獅子菩薩の役を務めた林町の住人は解散したと思われる。『年中行事』では、「衆僧以下諸役人舞台ヲ渡帰、直ニ引退」とあるので、石舞台を渡り終えた時点で、それぞれの持ち場に戻ったと記されているだけで、獅子菩薩の件については記載されていない。

[28] 涅槃会でも、同様に散華の後に行道が２回行われるが、これは「小行道」と称されている。その違いは、「大行道」では、行列が食堂の後ろを廻るのに対し、「小行道」では、行列は食堂の後ろではなく食堂前を進んで六時堂に戻るということになる。文末の【図 2－1】、【図 2－2】を参照されたい。

5　還御について

四箇法要部分が終了し、入調舞楽に入ると、その開始時に掃部が楽屋に舞楽目録を受け取りに来る。以後の入調の部分では、その進行についての主導権は楽所の側に移り、最後の還御になり、再び進行上の主導権が衆徒の側に戻る。入調の開始時点で、四天王寺側に渡すべく、楽所の側は舞楽の曲目目録を2通用意しておく[29]。入調舞楽の曲目は18曲で〈安摩〉に始まり、〈陪臚〉で終わる間に〈散手・貴徳〉、〈太平楽・狛桙〉、〈甘州・林歌〉、〈陵王・納蘇利〉、〈賀殿・地久〉、〈還城楽・抜頭〉の六番（つがい）12曲の合計14曲が毎年必ず演奏される固定された演目とされ、残りの二番4曲が毎年差し替えられることとなっていた[30]。ただし、基本的演目となっている六番の舞楽の演奏順序は毎年変更され、この間に毎年差かえられる舞楽二番が挿入されたため、四天王寺側としては、入調舞楽の終了予想時刻を把握するべく、『手文』には、その演奏順によらず、毎年、入調舞楽の中で〈納蘇利〉が演奏される時点で、「幾番ニテ還御ト問ハシム」として、入調舞楽の終了時刻の確認を行なうことが記されている。その刻限をもって、公人らが還御に出仕するべく手配されるのであり、また、予定時刻より「延引」となる時には、四天王寺の側から「小使ヲシテ催促」させるとあり、ここでも、六時堂周辺の法要の終了時刻については、概ね「酉刻」とする合意のもとで、入調部分の進行が、四天王寺側と楽所の側で調整されつつ進行がなされたと理解できる。

このように、おおよその終了時刻が予測された上で、その最後の舞楽である〈陪臚〉が始まると、両舎利は六時堂を出て金堂に出仕し、舎利を乗せた玉輿が金堂に還御した後に行なわれる「諸人仏舎利頂戴」の法儀に備える。〈陪臚〉の中ほどになると、公人をはじめとする供奉の人々が六時堂前の石畳上に北面して並ぶ。〈陪臚〉が終了した時点で、三綱である秋野は六時堂内の座を立ち、六時堂正面にて拝伏する。この時点で、「入れ子構造」になっている聖霊会の「入れ子」の法要部分が終了したことになり、この時点で「揚枝御影」の前の御簾は下され箱に収められたと思われる[31]。なお、「楊枝御影」前に備えられていた宝物は、すでに、入舞舞楽の中で必ず舞われた〈太平楽〉の途中で六時堂から運び出され、蔵に戻されている。

六時堂での法要終了後、玉輿と鳳輦は、それぞれ、金堂と太子堂に向けて還御することとなる。現行の聖霊会では、入調舞楽に先立って演じられる〈太平楽〉の途中で「揚枝御影」が還御されるのでこれを供奉して一舎利以下の衆徒も退出し、玉輿と鳳輦については、聖霊会終了

---

[29]より古時代にはこの舞楽目録は 4 通用意され、衆徒、秋野、堂司、掃部が所持したとされる。また、当時はこの 2 通の目録作成に必要な杉原紙、筆、墨は四天王寺側が用意し、楽所側に支給した。

[30] 差し替えられる曲は「新舞」と称され、何らかの理由により入調舞楽を省略する場合は、この「新舞」が削除された。なお、文政 13（1830）年に〈蘇莫者〉の舞が再興されて以後は〈蘇莫者・八仙〉の番が基本的演目に追加され、「新舞」は一番 2 曲のみとされた。

[31] 『手文』によれば、「楊枝御影」は、聖霊会前日に宝蔵より出されて秋野がこれを預かり、聖霊会当日の朝、秋野坊から六時堂へ運ばれ御厨子内に掛けられる。聖霊会の法事終了後、御影は巻き上げられ、箱に納められて、再び秋野坊に預けられた後、翌 23 日に宝蔵に納められた。

後もそのまま六時堂に安置されるため還御の道行は行なわれない[32]が、江戸時代の聖霊会は、すでに述べたように、いわゆる「入れ子構造」の法要となっているために、この後も、太子堂での法要が続く。その太子堂での法要に先立って、玉輿と鳳輦が、それぞれ金堂と太子堂に還御されるのである。

その次第を整理すると、入調舞楽の最後の舞である〈陪臚〉の終了後、楽人も左右それぞれの楽屋を出て、楽屋前にて乞食調音取、還城楽を演奏し始める。長者が「祝詞」を唱え、左右の衆徒は、三綱を先頭に六時堂を出る。諸史料にはここまでの説明のあと、還御の経路は記されるが、その行列の構成については記載されていない。今までの記事から判断すると、獅子・菩薩は途中退出ですでに不在となっており、一舎利、二舎利もすでに金堂に移動しているために、この還御には参加しないことが明らかになっている。しかし、『手文』には、「一、陪臚中央過レハ公人等供奉ノ人数、堂前庭上ニ出仕ス」とあることから、公人は供奉の列に配置されていたことがわかる。したがって、掃部、長者、八部衆については行列に参加したと推測され、その並び方は御幸の順に従ったものと思われる。

かつ『手文』および『年中行事』によれば、還御にあたっては、左方仏舎利の玉輿は、中心伽藍の回廊西側を経て西重門より金堂に入るために、御幸の時とは逆に右方がこれを供奉し、聖徳太子の鳳輦は、回廊の東を経て聖霊院の西四足門より太子堂宝殿に戻るために、こちらは左方が供奉することになる。このように、この還御の行列は、最短距離をとって金堂と聖霊院に戻るため、供奉の人々も、その経路からみて合理的な動きが出来るように、御幸とは左右が逆になっている。供奉する関係者が左方と右方で入れ替わり、その行列に加わる関係者にも若干の変化があるために不明な点も多いが、還御の行列の次第は、以下の【表－５】のようになると推測される。

【表－５】還御の行列次第

左方	[前]掃部・楽人・衆徒・掃部・長者・八部・三綱・鳳輦・(警護役人)
右方	[前]掃部・楽人・衆徒・掃部・長者・八部・三綱・玉輿・(庄屋)

すでに述べたように、関連する史料にはこの還御の行列についての記載がないために、その詳細が不明であるが、すでに、一舎利と二舎利は金堂に移動しているために、御幸の際とは異なり、鳳輦と玉輿の後ろに附くことがない。そうなると、このそれぞれの輿を守る者の必要性から、史料に記載はないものの、同心・与力の警護役人および幕府領の庄屋2名が、御幸におなじく還御の列にも随喜したのではないだろうか。

金堂へ供奉した右方の関係者は、玉輿が金堂に入るのを見届けてこれに拝礼した後、金堂での法儀を行なう一舎利・二舎利と関係者以外は、そのまま聖霊院に向かい、鳳輦が太子堂宝殿に入るのを見届け、鳳輦に拝礼する。こうして、御幸のための儀式の最初の部分に同じく、聖

[32] したがって、１曲のみとなっている入調舞楽が終了した時点で、なんとなく自然解散する形で聖霊会が終わるようになっている。

霊会に出仕した関係者の多くが聖霊院に戻り[33]、鳳輦は宝殿に運び込まれ、秋野と衆徒四膳により、聖徳太子の尊像は宝殿の御厨子に戻される。この直後から太子堂での法要が始まるが、この太子堂の法要には、金堂に仏舎利を運び込んで行法を行なった衆徒および御舎利頂戴に出仕していた両舎利も、それぞれの担当する法儀が終了次第、太子堂に移動して参加した。

この太子堂の法要の次第についても、『手文』と『年中行事』とでは、すでに述べたように、それぞれに記載される内容に相違がある。『手文』では、梵音の後、陪膳の楽、錫杖と仏名の後に甘州の楽、回向のあとに退出楽としての鶏徳が演奏され、この楽の終了とともに、衆徒も楽人も退出するとされる。その時刻は、概ね戌刻となった。ところが、楽人側の記録である『年中行事』では、この太子堂の法要は、「例月講演」とされ、ここから、惣礼伽陀以下四箇法要とこれに続いて講式が唱えられ、さらに楽人退出後、早懺法が行なわれると記載されている[34]が、すでに述べたように、『四天王寺法事記』においても、例月法要では懺法は行なわれなくなっているとの記載があり、『年中行事』の記事は当時の実態を記したものとは思われない。したがって、ここでは、『年中行事』のほうに、何らかの誤解があったと考え、六時堂周辺での舞楽法要終了後の太子堂での法要は『手文』の記載の通りであったと考えたい。

6　おわりに

このように、江戸時代の聖霊会に関する史料を分析すると、江戸時代の聖霊会は、現在の聖霊会とは異なり、いわば「入れ子構造」のような二つの法要が組み合わされた形式になっていたこと、現在の聖霊会は、この「入れ子構造」の「入れ子」の部分となっていた舞楽法要のみを執り行うものであること、さらに、この「入れ子」部分の所要時間のみを比較したところ、江戸時代には入調舞楽をはじめとして現行の聖霊会よりもかなり多い舞楽の曲数が取り込まれており、現行の聖霊会では行われない大行道が執り行われていたにも関わらず、この部分の所要時間は現行の聖霊会に比較すると３時間ないし４時間程度長かったのみであり、この「入れ子」部分は、午前8時ごろから夕刻6時ごろまででであったことがわかる。

しばしばいわれるように、江戸時代の聖霊会が夜明けに始まり夜までかかったというのは、この舞楽法要部分の前後の太子堂での法要と、舞楽法要前後の御幸、還御にそれぞれ2時間程度を要したためであり、舞楽法要の部分そのものはこれだけの時間を要したわけではない。さらに、御幸、大行道、還御のルートは、四天王寺の中心伽藍および六時堂、食堂周辺を巡回する形になっており、江戸時代の聖霊会は、四天王寺の境内を広く使って執り行われたものであ

---

[33] ただし、公人については、鳳輦への拝礼が終了した時点で退去するとあるので、以後の法要には長者以下は参加しない。

[34] これも注 7 で述べたように『年中行事』では、「例月講演」とし、平調調子、音取、登高座楽（老君子）、惣礼伽陀、四箇法要、式、楽陪膳、伽陀、式、楽甘州、伽陀（付物）、式、楽三台急、伽陀、式、楽五常楽急、伽陀、式、楽扶南、伽陀、回向伽陀、下高座楽（鶏徳）、楽人退去、早懺法、衆僧退去、と記載されている。

ることも確認できる。大行道の順路は、左方と右方が対称的に動くものではなく、かつ、１巡目と２巡目のルートがそれぞれに異なる複雑な動きを示すものであった。

ところで、今回参照した史料のうち、『四天王寺法事記』および『年中行事』は、いずれも江戸時代享保年間に成立したものであり、『手文』は、『年中行事』をもとに編纂としたとされ、その後、文化14（1817)年まで追加記事が書き継がれた記録であったとされている[35]が、本稿においてみたように、それぞれに記載される聖霊会の法要次第については相違するところがあった。このような相違が発生する原因について考えるにあたって、参考とすべき興味深い記録が『手文』にある。

それは、『手文』の天明3（1783）年の涅槃会に関する記録であり、この時の涅槃会で、行道が終わって行事鐘を打ったところ、楽所側が、連絡役の沙汰人を衆徒の側に寄越し、「行道終テ万歳楽ニ候処、只今掃部行道終テ行事鐘打、次楽屋エ万歳楽の催促ニ来、旧例ニ相違」と申し立てたというものである。たしかに、『手文』では、涅槃会、聖霊会ともに、行道の終了後、行事鐘を打ち、そして舞楽〈万歳楽〉を舞うと記載されているが、楽所側の記録である『年中行事』では、涅槃会、聖霊会ともに、行道が終了次第、〈万歳楽〉を舞うと記載されている。しかしながら、『年中行事』は享保年間、遅くとも享保12(1722)年に完成しており、天明３年までには60年ほどの年数を経ている。天王寺楽所の側が『年中行事』に記載された次第を理解して聖霊会に出仕していたとすれば、それまでの期間においてもこの相違について、四天王寺衆徒側に確認を行ったはずであり、なぜ、これほどの年数を経て、初めてこの相違が問題点として浮かび上がってきたのかという疑問が発生しよう。

『手文』では、天明３年になってこの相違が問題となった原因を、この時の涅槃会で、「今年ハ掃部、天供（筆者注：伝供のこと）之鐘ヲ打チアヤマリ、堂司進出相咎メ候」という失態があったために、「楽人共何等之事哉ト手文ヲ見合候処」として、普段は確認しない自分たちの手文を確認したために「行事鐘書違ヲ如此申越候事」、つまりこの相違に改めて気が付き申し立てを行ったのだろうと推察している。とはいえ、楽所からの申し立てがあったために、四天王寺衆徒の側でも、衆徒用、秋野用の手文をつき合わせ、「行堂終行事鐘打、次万歳楽催促ニ掃部楽屋へ参ル」との記載が一致していることを確認し、さらに、旧例の確認のためとして、一山銘々が懐中する手文、堂司用、演行事用の手文も取り寄せて確認し、同様に記載されていることを確認し、その旨を回答した。

楽所側からは、楽所側の手文２冊を提出し、そこには、「行事鐘」云々の記載はないと主張するので、四天王寺衆徒側でこれを確認したところ、「多分舞楽音楽之事ノミ委ク書付、其余法要等ハ不委故、自然ト行事鐘モ前後致し候手文ヲ伝写用ヒ来候得共、楽ノミ目ヲ附法事式ヲ不心掛故、是迄年来行事鐘之書違ヒ不心付候処」と判断している。すなわち、楽所側の手文は、衆徒の立場から見ると、舞楽や音楽のことばかりを重要視したもので、法事式そのものは委しく記載されていないので、行事鐘の件も書き間違った手文を書き写してきた結果、その間違いに気が付くこともなく今までやってきたのであろう、というものである。

---

[35] 注４参照

しかしながら、『年中行事』と成立の時期を同じくする『四天王寺法事記』の記述も確認しておく必要があろう。『四天王寺法事記』の法事次第に関する記述は、『手文』に比較すると簡略なものといえるうえに、聖霊会に関しては、御幸についての記事以降は、「法事ノ次第、十五日ノ如ク」とあり、相違点の記載のみとなっている。したがって、法事式については、2月15日の涅槃会の記述を参考にすることになるが、幸いに、ここで問題となっているのは、涅槃会の行事鐘の件であるので、『四天王寺法事記』における涅槃絵の次第を確認すると、この行道の後以外の部分では、行事鐘を打つ区切りは、『四天王寺法事記』も『手文』も同じであるのに、行道の後についてのみは相違していることが分かる。すなわち、『四天王寺法事記』では、『年中行事』におなじく、行道終了後、行事鐘を打つことなく、舞楽〈万歳楽〉が舞われるように理解できる記述になっているのである。

本稿でしばしば指摘したように、楽所側の『年中行事』の記事は、法事次第に関しては享保年間の実態よりも、古い時代の記録に基づいて記載されている部分があることも事実であり、それが、実態に則して記載された四天王寺衆徒側の記録と食い違っている状況を生み出した原因となっていたことは否定できない。しかしながら、『四天王寺法事記』の記述によれば、享保年間には、涅槃会、聖霊会ともに、行道のあとでは行事鐘を打つことなく、そのまま次の舞楽である＜万歳楽＞が舞われるという次第であったものが、その後、変化して『手文』のように、行道終了後、行事鐘を打って、次の舞楽に移るように変化したと考えることもできる。

また、このような変更があったと仮定する場合、棚橋氏のように、『年中行事』を参考に『手文』が作成されたと推測するなら、この変更について何らかの記載があってもよいのではないかと考えられる。この一例のみをあげて判断することは避けたいが、筆者としては、棚橋氏が言われるように、『年中行事』を参考に『手文』が作成されたのではなく、『年中行事』と『手文』が、共通して参考史料としたものが存在したのではないか、と考えたい。

次に、『手文』で衆徒側が批判したように、「行事鐘モ前後致し候手文ヲ伝写用ヒ」とされた楽所側の「手文」とは、何に由来するものであったのかを考えてみたい。『手文』では、この行事鐘をめぐる争論は簡単に決着することなく、争いは夜分に及んだが、涅槃会をともかく終了させるためにこの件については結論がでないままに法事の次第が進行し、話し合いは翌日以降に持ち越されたと記載される。この経緯を記した『手文』の一連の文章の中に、「然ル処、楽人岡左兵衛尉内々一山之内エ来、右一件、全彼方手文之誤ニ相成事ヲ無念ニ存ジシ申募候間」とし、以後は、楽所の手文の記述に関わらず、行道の次に行事鐘を打ち、そして舞楽＜万歳楽＞を舞うとする衆徒側の主張する次第によることが確認されたとする。ここで注目すべきは、岡左兵衛尉の存在であろう。

不思議なことに、『四天王寺楽人林家楽書類』中の「四天王寺舞楽之記」に残された天明3年の涅槃会[36]の記事では、このような楽所と四天王寺との間での争論についての記載は一切残されていない。しかしながら、同書には、この年の涅槃会に出仕した楽人の名前の記録はあり、それによると、岡家からは昌稠および昌清が出仕している。昌稠は、『年中行事』を含む『楽道

[36] 「四天王寺舞楽之記」では、常楽会と記される。

類聚』を編纂した天王寺楽所楽人岡昌名の孫にあたり、昌清は、岡家分家の楽人であるが、昌稠とは同世代である。したがって、岡左兵衛尉は、両人どちらかにあたるのであろう。岡家の楽人は、「彼方手文之誤ニ相成事」、つまり、楽所側の記録に間違いがあったと認めたというが、すでに見たように、岡昌名が編纂した『年中行事』の記述は、楽所側の主張するとおりになっており、この点について、内々に岡家の楽人が四天王寺側に詫びを入れていることから、当時の楽所では、昌名の『年中行事』、もしくはその編纂に際して用いられた資料の記述に基づく手文が使用されていたのではないかと推測される。

『年中行事』の聖霊会の記事の最後の部分において、岡昌名は、「右涅槃聖霊会ハ毎歳不怠ノ勤行、古今不易ノ式法ニシテ往古ヨリ相伝ノ格例、諸役人諳ニ其ノ次序ヲ存ス故ニ曽テ委記有ルコト能ハズ、略記以テ之ヲ勤仕也、雖然、予カ志、後世万一其次序ノ格ヲ失ンコトヲ恐ソレ、故ニ累年之考ヘ且故実ヲ古老ニ尋問、亦タ旧記ヲ探テ古例ヲ明シテ、今、不才ノ恥ヲ顧リミス筆ヲ馳テ委細ヲ録クシ之ヲ後世ニ伝フ者也」と、享保７(1722)年に記している。このような記事から、享保年間において、すでに涅槃会・聖霊会などの大会の次第について、多少の混乱が見られるような状況になっていた可能性が考えられ、そのような状況を受けて、岡昌名は自身の編纂した『楽道類聚』の中に四天王寺の年中行事を記録した一冊を含めたと思われる。そして、この『年中行事』は、同じく四天王寺楽人の林家にも写本が伝来し、『四天王寺楽人林家楽書類』の一冊として伝えられていることから、天王寺楽所の間では、基本的史料として用いられていたのであろう。とはいえ、それが、四天王寺の衆徒の視点からすれば、楽儀重視であり、法要の次第については「委しくない」とされている点については、留意しておく必要があろう。

最後に、太子堂宝殿から鳳輦に乗せられて六時堂に遷される聖徳太子の御尊像について考えてみたい。棚橋氏が、「宝永4(1704)年より後の、これに近い頃に」、秋野第四十一世由順によって書かれたとされている[37]『天王寺誌』によれば、聖霊院には、「十六歳太子像　御長二尺七寸」があるとされ、宝殿には「五十歳太子像」があると記録されている。貞享2(1685)年開板の『四天王寺年中法事記』においては、宝殿には「太子四十九歳ノ像」があるとされる。しかし、涅槃会、聖霊会において六時堂に遷される尊像はこのいわゆる摂政像とされる聖徳太子像ではなかった。それは、享保年間の『四天王寺法事記』には、涅槃会の項において、この尊像とは「宝殿之内小厨子之十六歳尊像也」であると記されていることから確認できる。『手文』にも、同じく涅槃会の項に、「鳳輦ヘ宝殿ノ中、小厨子ノ十六歳ノ尊像ヲ入れ奉ル」とある。

『四天王寺法事記』、『手文』のいずれにおいても、聖霊会については、涅槃会の法事次第との大きな相違がない場合は記載が省略される例も多いことから、この聖徳太子の尊像についての記事が聖霊会に記されないことは、すなわち、聖霊会においても、六時堂へと鳳輦に乗って移動される尊像が、この涅槃会の際の尊像に同じであったためと判断される。このことから、聖霊会の際に太子堂宝殿から六時堂へと遷される聖徳太子の尊像とは、宝殿内の小厨子に安置されていた聖徳太子十六歳像であったことが分かる。鳳輦に乗せての移動を行うわけであるから、像高はさほどなかったはずであるし、立像であるよりは坐像であるほうが好ましいと思わ

[37] 注１前掲書の『天王寺誌』解題（p.7）による。

れるのであるが、残念ながら、現在、四天王寺が所蔵する聖徳太子十六歳像の中で、これに相当する尊像がいずれに当たるのかは不明であると聞いている。

【表－６】「四天王寺舞楽之記」に残された江戸時代の聖霊会の開始および終了時刻に関する記事

年	出仕時刻	還御時刻	太子堂終了時刻	特記事項
貞享２	卯下刻	酉上刻	戌上刻	
3	卯刻			
元禄７・８・10	卯刻			
11	辰刻			大風雨
12	辰刻			晴
13	辰刻			雨
14	卯刻			陰、辰刻より晴
16	卯下刻	酉上刻		陰
元文２		酉下刻		
3	辰刻参集	酉下刻		雨、午刻より雨止
5		酉刻		
6		酉半刻		
寛保２		酉半刻		
3		酉刻		
寛政 11			夜明け	【抜頭の松明の件で争論あり】
享和３			亥ノ刻	【抜頭争論あり】
文化２			戌ノ半刻	
6			亥刻	
7			戌半刻	
天保 12	卯半刻		戌ノ刻	【光格上皇崩御により 9 月に実施】夕立ニ付少々間取候事
弘化２			戌ノ中刻	
3			戌ノ刻	【仁孝天皇御不豫により 9 月実施、一曲など舞楽かなり省略】
4			戌ノ半刻	
5			戌ノ刻	
嘉永２・3・4・6			戌ノ刻	

7		酉ノ半刻		
安政２			戌ノ半刻	
6			戌ノ刻	

【図－1】聖霊会の大行道の経路および【図－２】涅槃会の小行道の経路

図は、本文中の「四天王寺年中法事記」よりの転載図から必要な部分のみを取り出し拡大したものに、経路を書き込んだものである。いずれの図中においても、新たに書き込まれた実線は左方列の経路を、点線は右方列の経路を示す。これも新たに書き込まれた食堂横の黒点は行道梅の位置を示す。

【図 1－1】は、大行道１巡目の経路であり、右方列上の白丸は、このあたりで右方列が南面して左方列の通過を待つことを示し､左方列の通過後､右方列は左方列の後ろに付いて進行する。

【図 1－2】は大行道２巡目の経路であり、左方列上の白点は、このあたりで左方列は右方列の通過を待ち、通過した後、左方列独自のルートをたどり六時堂前に戻る。

【図２】に示したように、涅槃会の小行道は、食堂の後ろを通過しないことから、このような名称の違いが生じたものと思われる。【図 2－1】は、小行道の１巡目、【図 2－2】は、小行道の２巡目のルートを示す。

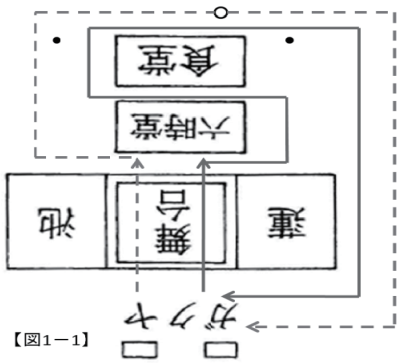

【図1－1】

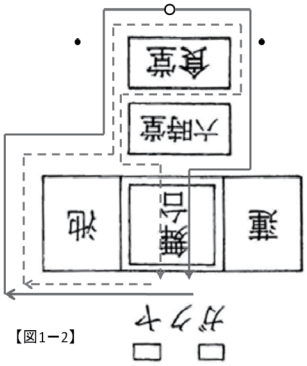

【図1－2】

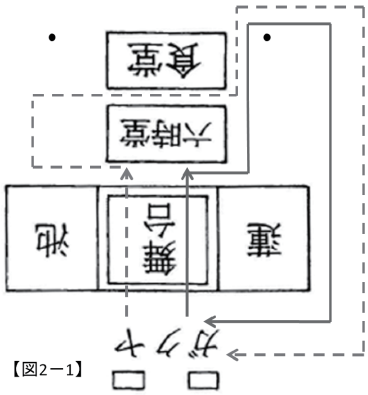

【図2－1】

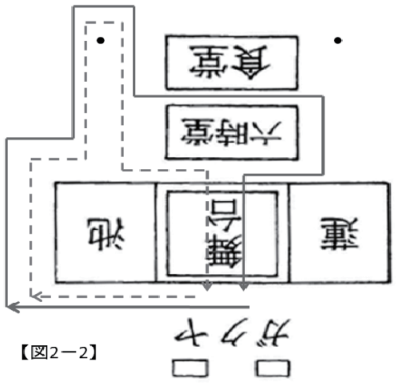

【図2－2】

Parades Performed in the Shoryo-e Ritual of Shitenno-ji Temple during the Edo Period

Miho MINAMITANI

13 Buddhist ceremonies accompanied by *bugaku* dance were held as annual events of the Shitennoji-temple of the Edo period among which the three large-scale rituals were called *Sandai-e*, the three big rites. Those three rituals were *Nehan-e* to celebrate Nirvana of the Buddha, *Shoryo-e* as the memorial service for Prince Shotoku and *Nenbutu-e*. The temple, at the present, still holds two large-scale rituals accompanied by the *bugaku* dance; *Shoryo-e* and *Kyo-kuyou*, ceremony commemorating the arrival of sutras in Japan. Numerous researches analyzing *Shoryo-e* of the present day and that of the past, especially of the Edo period has been made to date but few have mentioned the movement of the participants of the parade functions in the ceremony. This paper will clarify the route of the parade during the rite of the *Shoryo-e*, describing how it differs from that of *Nehan-e*.